

令和 8 年 4 月 1 日
(2026年)

業 者 各 位

建 設 総 務 課

市外業者の受注制限の試行について（通知）

本市では、地域経済の活性化と市内業者育成の観点から受注機会の拡大を図っているところでございます。

つきましては、引き続き同一市外業者の受注制限を次のとおり行います。

1 実施対象

土木関係業種（土木・とび土工・解体・舗装・塗装（区画線）等を含む。）及び建築関係業種（建築・とび土工（外構）・解体・塗装・防水等を含む。）の2業種に限り、それぞれ年度1件の受注に制限します。

なお、JV（共同企業体）による受注は、構成員に市外業者を含み、その組み合わせが同一の者（出資比率が異なる場合を含む。）を一の業者とみなし、関係業種毎に年度1件のみ受注可能とします。また、随意契約により受注したものは対象としません。

2 実施期間

令和8年4月以降の公告分から年度内契約分まで実施します。